

学校給食費の公会計化に関するお知らせ（保護者用）

令和5年度から開始する学校給食費の公会計化について以下の通りお知らせいたします。

1 納期限（口座振替日）について

学校給食費は、下記の表のとおり、年6回（5月～翌年2月）に分けて、登録していただいた口座から引き落としを行います。各期の納期限（口座振替日）は下記のとおりです。なお、納期限が金融機関の休業日（土、日、祝日等）にあたる場合は、翌営業日になります。

	第1期	第2期	第3期	第4期	第5期	第6期
納期限	5月末日	7月末日	9月末日	11月末日	12月末日	2月末日
内訳	4・5月分	6・7月分	8・9月分	10・11月分	12・1月分	2・3月分

※口座登録が済んでいない場合は、納付書にてお支払いを依頼します。

※学校徴収金もあわせて引き落としを行います。

2 口座振替の引き落とし金額について

該当期間（例：第一期は4・5月分）の「給食費単価×給食実施日」で算出した金額を引き落とします。

【給食費単価一覧】

- ・小学校第1学年及び第2学年 260円
- ・小学校第3学年及び第4学年 270円
- ・小学校第5学年及び第6学年 280円
- ・中学校全学年 330円
- ・小学校教職員等 280円
- ・中学校教職員等 330円

3 納付額に関する通知について

毎年度5月頃に市から保護者へ納付額に関する通知を発送します（通知内容は期ごとに学校給食費と学校徴収金の納付金額を掲載予定）。

4 給食の停止について

欠席やアレルギー等により、連続して5日以上給食を食べない場合は「三鷹市学校給食停止届（所定様式）」を学校に提出することで、給食を停止（給食費を減額）することができます。給食の停止を希望する場合は、「三鷹市学校給食停止届（所定様式）」を学校から受け取り（三鷹市ホームページからダウンロードも可）、停止を希望する5日前（土・日・祝を除く）までに学校へ提出してください。

5 お問い合わせ先

三鷹市教育委員会学務課保健給食係
電話 0422-29-9815（直通）

